



# あんなが

平成24年

Vol.75

6月1日号



## アプトの道が熊ノ平駅まで延長されました

平成24年4月1日(日)にアプトの道がめがね橋から熊ノ平駅間の1.2kmが開通し、横川駅からの総延長は約6kmとなりました。同時に駐車場も整備し、普通車22台分と大型車4台分のスペースを確保しており、観光バスも駐車できます。碓氷峠の自然を楽しむため、お気軽に訪れてください。

## 主な内容

- P 2 災害時の避難所をご確認ください
- P 3 「子ども手当」は「児童手当」に
- P 4 国民年金からのお知らせ

## 市長対話の日

6月はお休みです  
7月28日(土) 支所 第2会議室  
時間▶午前10時～正午  
※受付は午前11時まで  
※都合により時間が変更になることもあります

## 人口と世帯

人口	62,305人 (+36)
男	30,547人 (+29)
女	31,758人 (+7)
世帯数	24,135世帯(+43)

住民基本台帳人口(4月末日現在)  
※( )内は前月との比較



# 災害時の避難所

## 万が一に備えてご確認ください



皆さんは災害時にどこに避難すればいいのかご存知ですか？

災害は起こらないに越したことはありませんが、災害が発生した場合に備えて、ご自分の避難所をご家族でご確認ください。

また、避難した場合に食料や毛布などが必要となります。市では、災害発生時に備え、他市町や民間事業所などと防災協定を結んでいるほか、市独自の物資の保管など、災害発生時には被災した皆さんに必要な物資を提供できる体制をとっていますが、各ご家庭でも、日頃から1人につき3日分の食料と非常持ち出し袋などの準備をお願いします。

### 非常持ち出し袋の中身(例)

- 飲料水
- 貴重品
- 衣類(下着・靴下・防寒着など)
- 薬(常用薬・消毒薬など)
- 雑貨(タオル・洗面用具など)
- 食料品
- 懐中電灯

地区名	避難所	対象区域
安中	安中 小 学 校	安中3～4区のうち碓氷川より北側の区域
	第一 中 学 校	安中2-2区
	安中 公 民 館	安中3～5区のうち碓氷川より南側の区域
	安中市文化センター	安中6・8区
	光 陽 館	安中2区
	市 役 所	安中5区のうち碓氷川より北側の区域、7・9～12区
原 市	原 市 小 学 校	原市1～3乙区
	旧原市小学校郷原分校	原市7区
	第二 中 学 校	原市5・8区
	原 市 保 育 園	原市6区
	原 市 公 民 館	原市4・9区
磯 部	磯部温泉会館	磯部1・2区
	磯部公民館	磯部2・3区
	磯部小学校	磯部3～5区
東 横 野	東横野公民館	東横野1～3区
	東横野小学校	東横野3～6区
岩野谷・安中	碓東小学校	安中1区・岩野谷1・2区
岩 野 谷	岩野谷公民館	岩野谷3～7区
板 鼻	板鼻公民館	板鼻地区の概ね旧国道18号線南側
	老人福祉センター	板鼻地区の概ね旧国道18号線北側
秋 間	秋間小学校	秋間1・2区
	秋間公民館	秋間3～5区
後 閑	後閑小学校	後閑1・2区
	後閑公民館	後閑3～5区
	上後閑体育館	後閑5区
松 井 田	松井田東中学校	上本町区・本町区・新堀中宿区・新町区
	松井田小学校	森崎区・上町区・仲町区・北横町区・紺屋町区
	松井田高校	下町区・新田区・南横町区・琵琶ノ窪区
松井田・臼井	臼井小学校	源ヶ原区・五料西区・五料中区・五料東区
臼 井 ・ 坂 本	旧松井田西中学校	横川西区・横川東区・原区
	坂本小学校	坂本1・2区
坂 本	入牧いきがいセンター	入牧1・2区
	西横野小学校	上人見区・法正寺区・塚原区・大王寺区・高野谷戸区・二軒在家区・別所区
西 横 野	松井田南中学校	烏留北区・烏留南区・八城東区・八城西区・行田区
	九 十 九	九十九小学校
細 野	細野小学校	土塩西区・土塩東区
	松井田北中学校	上増田東区・上増田西区
	細野ふるさとセンター	新井区

※対象区域を指定していますが、緊急の場合にはこれにこだわらず、状況に応じて避難してください。

問合せ▼  
本庁安全安心課生活安全係  
(☎内線11331)  
支所地域振興課管理係  
(☎内線2113)





# 4月から「子ども手当」は 「児童手当」に変わりました

「子ども手当」は名称が変わり、平成24年4月分から「児童手当」が支給されます。これまで子ども手当（特別措置法）を受給していた人は、児童手当においても引き続き支給対象者となりますので、新たに申請する必要はありません。支給対象児童などに変更はありませんが、平成24年6月分から所得制限が導入されます。

## 支給対象となる児童

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある日本国内に住んでいる(留学は除く)児童

## 支給月額

3歳未満(一律)	15,000円
3～12歳(第1子、第2子)	10,000円
3～12歳(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限限度額以上の人(一律)	5,000円 (平成24年6月分から)

※第何子目かは、18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて数えます。  
※平成24年6月分から所得制限限度額以上の方は、年齢に関係なく一律月額5,000円。

## 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

※扶養親族等の数が6人以上の場合の所得額は、1人につき38万円を加算した額です。

## 支払時期

原則として6月、10月、2月(各月10日)にそれぞれ前月分までの4カ月分が支給されます。

## 子ども手当特別措置法の申請延長

子ども手当特別措置法の申請期間は、平成24年3月31日まででしたが平成24年9月30日まで延長されました。まだ申請をしていない人は早めに申請をしてください。

問合せ▶本庁子ども課子ども育成係(☎内線1164)  
支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2154)

# 国民年金からのお知らせ



こんなときこんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

## 第1号被保険者（自営業者や学生など）が、

○就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

○結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出してください。事業所が年金事務所へ届け出をします。

## 第2号被保険者（会社員や公務員など）が、

○退職したとき

↓本人が市役所本庁国保年金課・支所住民課へ届け出をしてください。

○退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出してください。事業所が年金事務所へ届け出をします。

## 第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）が、

○就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

○本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなつたとき

↓本人が市役所本庁国保年金課・支所住民課へ届け出をしてください。

※必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来、年金が受けられなくなつたり減額されたりする場合がありますので、ご注意ください。



保険料を納め忘れた皆さんには委託会社が電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている皆さんに対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。



「街角の年金相談センター前橋」をご利用ください

「街角の年金相談センター前橋」では、年金事務所と同様に、来訪による年金相談や年金請求の手続きができます。お気軽にご利用ください。（街角の年金相談センターは日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会が委託をされ、相談業務を行っています）

来訪の際には、年金手帳や年金証書、印鑑をお持ちください。

※代理人が来訪相談される場合には、本人からの依頼状（委任状）が必要です

所在地▼JA（群馬県農協）ビル3階（前橋市亀里町1310）

相談受付時間▼毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

このページに関する問合せ▼

高崎年金事務所 お客様相談室（☎3322-7753）

# 国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査 個別健診が 始まりました

平成24年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。  
個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありません。皆さんの都合のよい時に希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月24日(金)から始まります。

期間▶6月1日(金)～11月30日(金)

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関（※印の医療機関は予約が必要です）



## 医療機関名

アミヤ医院	385-1511	公立碓氷病院 ※	385-8221	武井内科循環器科	393-1005
有坂内科医院 ※	381-0485	櫻井内科医院 ※	385-8551	半田内科医院	385-6031
いのうえ整形外科内科クリニック	380-1717	さわやかクリニック※	382-8111	藤巻医院	393-1324
いわい中央クリニック ※	381-2201	正田病院 ※	382-1123	堀口医院 ※	381-0229
上杉医院 ※	381-0448	城田医院 ※	385-7858	本多病院	382-1255
大貫クリニック ※	380-1181	須藤病院 ※	382-3131	松井田病院	393-1301
おにかた医院 ※	385-1351	高橋医院 ※	382-2210	みやぐち医院 ※	384-1126
くろさわ医院	393-5311	田口医院	393-1731	茂木内科医院 ※	382-2510

50音順

## 注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆午前中のみを受診となります。
- ◆朝食を食わずに受診してください（薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください）。

## その他

- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返してください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を市へお知らせください。
- ◆被用者保険の被扶養者の人の特定健康診査も上記医療機関で受診することができます。
- ◆安中市人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）。
- ◆平成23年度から、腎臓機能の状態を測定するために、クレアチニンと尿素窒素の検査を同時に実施しています。

問合せ▶本庁国保年金課国保係（☎内線1113・1114）

# 介護保険からのお知らせ

## 社会福祉法人などによる 利用者負担額軽減制度について

市では市民税非課税であり、次の①から⑤すべての条件を満たす人について利用者負担額の減額を行います。

- ①年間収入が150万円以下  
(保険料が第一段階の人および第二・三段階の一部の人)
- ②預貯金額が350万円以下の人
- ③日常生活に供する以外に活用する資産がない人
- ④親族などに扶養されていない人
- ⑤介護保険料を滞納していない人

この減免の対象サービスは、社会福祉法人(利用者負担の減免を実施している法人)が行っている次のサービスです。

- 1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
(※保険料第一段階の人が該当)
- 2 通所介護(デイサービス)
- 3 短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)
- 4 訪問介護(ホームヘルプサービス)

介護負担(特別養護老人ホーム入所者の1割負担)、食費、居住費について利用者負担の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)が軽減されます。

申請をする人は、市役所本庁介護高齢課介護保険係・支所保健福祉課健康介護係までお問い合わせください。

申請期間▼随時

## 介護保険料納付のお願い

65歳以上の人(第1号被保険者)で受給している年金が年額18万円以上の人は、原則として介護保険料は年金から天引きになります。※対象となる年金は老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

しかし、次のいずれかに該当する人などは、市から送られてくる納付通知書で各自、介護保険料を納めていただくこととなります。

受給している年金が年額18万円以上であっても、  
納付書で納めていただく人

- 年度途中で65歳になった人(概ね6カ月から1年後に年金天引きになります)
- 年度途中で他の市町村から転入された人(概ね6カ月から1年後に年金天引きになります)
- 年度途中で年金の受給が始まった人
- 年度途中で保険料が減額になった人
- 年金の一時差し止めや支給停止になった人
- 年度途中で保険料が増額になった人(増額された分を納付書で納めていただきます)

平成24年度分の介護保険料普通徴収納付通知書の発送は7月中旬以降を予定しております。市から送られてくる納付通知書を持参のうえ、納期限内に納付通知書に記載されている市の指定金融機関などで納めてください。

通常納期は、7月から翌年2月までの年8回で各月末(金融機関が休日の場合は翌営業日)が納期限となります。

また、口座振替もご利用いただけます。申し込みには納付通知書、預(貯)金通帳、通帳届出印の3点を持参のうえ、市の指定金融機関で手続きをしてください。

(口座振替の開始は、申し込みされた月の翌月以降となります。各納期限の日に引き落としとなりますので、残高にご注意ください。)

問合せ▼本庁介護高齢課介護保険係(☎内線1187)

支所保健福祉課健康介護係(☎内線2151)



# もしあなたが市税を滞納してしまうと

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このため、市では大多数の納期限内納税者の代弁者として、「滞納は許さない」を合言葉に、毅然とした態度で、滞納処分（財産差押）に取り組んでいます。

## 納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

支払能力があるにも関わらず、遊興費や借金、住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人が滞納処分（財産差押）の対象となります。

大多数の納期限内納税者の代弁者として、今まで以上に滞納者に対する「財産調査」を徹底して行っています。

### ○差押件数は年々増加しています

滞納処分（財産差押）の件数と、換価額の推移です。債権・不動産など種類を問わず、差押件数・換価額ともに年々増加しています。

- 住宅ローン返済優先者に対しては不動産を差押し、公売します。
- 給与所得者に対しては、勤務先に給与照会を行ったうえで、給与差押をします。
- 法人および自営業者に対しては、売掛金などを差押します。
- 生命保険加入者については、納税の担保として差押します。
- 所得税などの国税還付金については、すべて差押します。

### ○平成 22・23 年度滞納処分の差押件数・換価状況

年 度	平成22年度	平成23年度
預 貯 金	298	512
給 与・年 金	17	24
生 命 保 険	17	32
国 税 還 付 金	43	99
売 掛 金・賃 料 ほか	10	11
不 動 産	8	60
計	393	738
換 価 による 税 収	17,848,906円	31,440,069円

## 滞納処分に関するよくあるQ & A

**Q1.** 事前に連絡もなく、預金を差押されました。いつ差押するか連絡はもらえないのですか？

**A1.** 税金は納期限内に納付いただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。「督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならぬ」と法律に明記されています。また督促状以外にも、催告書などにより再三納税の催告をしております。市役所からの通知は必ず確認してください。なお、「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。

**Q2.** 勤務先に給与照会がきて、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。プライバシーの侵害ではないですか？

**A2.** 税金を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければなりません。また、個人情報保護法に抵触することはありません。

**Q3.** 分割納付しているのに、事前に連絡もなく差押をされました。なぜですか？

**A3.** 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分であると判断した場合、給与、預貯金、生命保険などの差押を執行しています。また、納税の担保として不動産を差押する事も強化しています。

**Q4.** 住宅ローンがあって納税できません。どうしたらよいのでしょうか？

**A4.** 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先すると法律に定められています。住宅ローンがあるため納税できないというのは理由になりません。

**Q5.** 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金納付書が届きました。納付しなければなりませんか？

**A5.** 税金は納期限内納付が原則であり、納期限内に納付している人との公平性を保つため、延滞金を納付していただくこととなります。なお、延滞金を納付いただけない場合も、滞納処分（財産差押）の対象となります。

## 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、**一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。**一括納付が難しい場合には、分割納付にも応じることもできます。**まずは、納付できない理由をお聞かせください。**

問合せ▶本庁収納課収納整理係（☎内線1082・1084）

### ●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	5月31日(木)	時間	午後8時まで	
	7月2日(月)			
	7月31日(火)	場所		本庁収納課
	8月31日(金)			



# 『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

## ◎ 歯と口の健康について

### 何でも噛んで食べることができますか？

しっかりとよく噛んで食べるには、歯の健康が欠かせません。上手く噛めないとお食べる楽しみが損なわれるだけでなく、消化作用の低下にもつながり脳の活動にも影響が出てきてしまいます。私たちが歯を失う原因の9割は、むし歯と歯周病です。むし歯や歯周病は、早期からの適切なケアで確実に防ぐことができます。適切なブラッシングを習慣づけ、むし歯や歯周病の予防に努め、8020（ハチマルニイマル）※をめざしましょう。

※80歳になっても20本以上の自分の歯を保ち、生涯にわたり食べる楽しみを損なわないことを目指す運動。



正しい歯みがきのポイント	
<input type="checkbox"/>	歯と歯ぐきの境目に歯ブラシの毛先を当てましょう
<input type="checkbox"/>	歯ブラシを軽い力で小さく動かしましょう
<input type="checkbox"/>	フッ素入り歯みがき剤を使いましょう
<input type="checkbox"/>	デンタルフロスや歯間ブラシを使って歯と歯のすき間もきれいにしましょう



平成24年度 歯の衛生週間ポスター

## ◎ 喫煙（たばこ）について

### 知っていますか？たばこの害

たばこの煙に含まれるニコチン、タール、一酸化炭素などがさまざまな生活習慣病の原因になっています。



#### ◆妊娠中では……

妊娠中の喫煙は、たばこが子宮や胎盤の血管を収縮させることや、たばこの煙により胎児が酸欠状態にさらされるため低体重児の出産や早産、流産の危険が高まります。

#### ◆吸わない人をも襲うたばこの害（受動喫煙）

喫煙者のまわりにいる人がたばこの煙を吸わされることは健康への影響が大きいと言われています。

特に妊娠中の女性や子ども、喘息などの病気を持っている人はリスクが高まります。

#### ◆今日から禁煙

禁煙の効果はどんな人にも現れます。禁煙して快適な健康生活を送りましょう。

次回は、7月に『食生活改善推進員の活動』を予定しています  
問合せ▶本庁健康づくり課保健指導係（☎内線1173）

5月31日から6月6日まで「禁煙週間」です



# 平成24年度 安中市の制度融資案内

制度名	小口資金	特別小口資金	中小企業短期資金	勤労者住宅建設資金	勤労者生活資金
融資対象者	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者および中小企業等協同組合 ※市税及び県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	市内で同一事業を1年以上営んでいる小規模企業者 〔常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業にあっては5人以下）〕 ※保証人は不要 ※市税及び県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	市内の中小企業者	市内に1年以上居住または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者 ※市税の滞納がない者 ※保証人が必要	市内に住所を有し、かつ、1年以上継続して居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続して勤務しているもの ※市税の滞納がない者
資金用途	運転資金 （1年間利子補給あり）  設備資金 （3年間利子補給あり）  ※設備資金の事前購入や事前着工は対象外 ※利子補給には条件あり	運転資金 （1年間利子補給あり）  設備資金 （3年間利子補給あり）  ※設備資金の事前購入や事前着工は対象外 ※利子補給には条件あり	運転資金 （ボーナス資金などで、季節的に短期運転資金が必要なとき）	市内の専用住宅について ①敷地を取得する場合（ただし1年以内に新築すること） ②新築・増築・改築する場合 ③住宅を取得する場合 ※面積の制限あり	①医療費 ②冠婚葬祭費 ③教育費 ④交通事故処理費 ⑤災害復旧費 ⑥耐久消費財購入など ⑦育児休業に伴う生活費 ⑧その他生活関連費用で、市長が必要と認めるもの （資金の借換は不可）
融資限度額（上限）	1,250万円	1,250万円	300万円	500万円	1世帯あたり200万円 （ただし、当該融資の完済後は、再融資を受けられる）
融資期間	運転：6年以内 設備：8年以内 運転と設備が併用の場合：6年以内 （据置はそれぞれ6カ月以内）	運転：6年以内 設備：8年以内 運転と設備が併用の場合：6年以内 （据置はそれぞれ6カ月以内）	夏期：5カ月以内  冬期：3カ月以内	20年以内	5年以内 （ただし、資金用途が育児休業に伴う生活費の場合は、据置1年以内）
利率（年利）	2.30%	2.30%	1.80%	2.70%	2.40%
申込期間	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	夏期：6月1日から 冬期：10月1日から	年間随時	年間随時
取扱金融機関（申込先）	市内の銀行・信用金庫・信用組合の各本支店	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	市内の銀行・信用金庫・信用組合の各本支店 農業協同組合の各本支店 中央労働金庫安中支店	中央労働金庫安中支店
問い合わせ先	商工観光課・支所地域振興課または取扱金融機関	商工観光課・支所地域振興課または取扱金融機関	取扱金融機関	商工観光課・支所地域振興課	取扱金融機関
備考	※保証料は自己負担 ※要件に基づく借換制度あり （平成24年度末まで）	特別小口資金については、他の保証付の融資と併用することができない ※保証料は自己負担 ※要件に基づく借換制度あり （平成24年度末まで）	※保証付の場合の保証料は自己負担	※新築土地330㎡以下（1年以内に新築）、家屋132㎡以下 ※増改築土地165㎡以下、家屋33㎡以上99㎡以下	※保証付の場合の保証料は自己負担 ※融資枠が一杯になり次第締め切ります

※市では中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度などについても補助金の交付を行なっていますので、詳しくは谷津庁舎商工観光課商工労働係（☎内線3221）までお問い合わせください。

# 高齢者在宅福祉サービスのご案内

事業名	対象者およびサービス内容	申請窓口
生きがい対応型 デイサービス	比較的元気な60歳以上の在宅高齢者が対象で地元の施設を活用して、教養講座、手芸、軽スポーツなどを実施します(介護保険の認定を受けている人は対象外)。 ■月1回の実施で、当日は昼食代として600円が必要	J A 福祉センター ☎380-1102
老人住宅改造 補修費助成	65歳以上の在宅高齢者で介護保険の認定を受けている人が、在宅生活の維持のために住宅を改造・補修する場合に助成します(増築の場合は対象外)。 ■生計中心者の所得税額による制限あり ■助成は対象工事費の6分の5を補助(補助の上限は50万円)	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
老人おむつ サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある人が対象です。 ■対象者の所得税額により給付の限度額が異なる ■入院や短期入所などで在宅を離れる場合は休止または廃止する	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
はり、きゅう、 マッサージ助成	70歳以上の高齢者が市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成します。 ■対象者本人の所得税額による制限あり ■申請により割引券を交付(年6枚以内を限度とし申請した月で交付枚数が異なる)	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
布団乾燥・丸 洗いサービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは虚弱な1人暮らしの人が対象です。 ■生計中心者の所得に応じて費用の負担あり	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
日常生活用具 給付等	65歳以上の在宅高齢者であって、防火などの配慮が必要な1人暮らしの人が対象です(対象者本人の所得税額による制限あり)。 ■給付 電磁調理器や自動消火器(申請には担当民生委員の意見が必要) 日常生活に支障のある在宅高齢者などであって、在宅生活の維持や介護者負担の軽減を図ります(介護保険の認定を受けており車椅子やベッドの給付が可能な人は除く)。 ■貸出 車椅子やベッド(ベッドの運搬は有料)	本庁介護高齢課 支所保健福祉課 社会福祉協議会 本所☎382-3897 支所☎393-3948
特殊眼鏡等 助成	65歳以上の高齢者であって、老人性白内障手術で眼内レンズの挿入ができない人が特殊眼鏡などを購入した場合に助成します。 ■手術から1年以内に申請(医師の証明と眼鏡の領収書が必要)	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
介護用 車両助成	65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の認定を受けており車椅子の使用が見込まれる人を乗車させる車両を購入または改造する場合に助成します(助成は1台限りとし、補助対象経費上限100万円の3分の2を補助)。	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
福祉車両貸出	車椅子を使用する要援護高齢者や身体障害者を同乗して通院や買い物に出かけるための車両を貸出します。 ■ガソリンを満タンにして車両を返却	社会福祉協議会 本所☎382-3897 支所☎393-3948
配食サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、単身世帯、高齢者のみの世帯、日中独居となる世帯で、食事の調理が困難で安否の確認が必要な人が対象です。 ■昼食について週5回以内が利用可能(利用者負担あり)	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
タクシー 利用券助成	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者などを対象にタクシー料金の一部を助成します。 お住まいの地域(安中地域・松井田地域)により申請窓口が異なりますのでご注意ください。	○安中地域 本庁介護高齢課 ○松井田地域 支所保健福祉課
緊急通報装置 設置	65歳以上の在宅高齢者であって、身体状況の理由により日常生活に支障がある1人暮らしなどの人が対象です(電話回線を使用して装置を設置)。 ■申請時に緊急連絡先(親族や協力者)の登録と担当民生委員の意見が必要	本庁介護高齢課 支所保健福祉課
国民宿舎 「裏妙義」 利用助成	市内の65歳以上の高齢者に対して利用料の一部を助成します。 ■宿泊: 1人1泊3,000円を助成(年2回を限度) ■休憩: 1人1回1,000円を助成(年5回を限度)	国民宿舎 「裏妙義」 ☎395-2631

問合せ▶本庁介護高齢課高齢者対策係 (☎内線1181)  
支所保健福祉課健康介護係 (☎内線2151)

# 平成24年度「基本チェックリスト」送付のご案内

市では、高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように、できるだけ身体の機能を維持し、または改善していくことを目標とした介護予防事業に取り組んでおります。

その第一歩として、安中市に在住する介護認定を受けていない65歳以上の人(平成24年3月31日現在)の状態を把握させていただくために、昨年度より「基本チェックリスト」を直接郵送させていただいております。この「基本チェックリスト」(両面印刷)に必要な事項を記入し、同封の封筒にてご返送ください。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、発送の日程は下記のとおりとなります。

発送予定日	平成24年7月2日(月)	発送地区	安中 岩野谷 板鼻 松井田 白井 坂本 西横野 九十九 細野	返信期日	平成24年7月31日(火)まで
	平成24年8月1日(水)	発送地区	原市 磯部 東横野 秋間 後閑	返信期日	平成24年8月31日(金)まで

※「基本チェックリスト」の結果により必要な人には、運動器の機能向上教室や口腔機能向上教室などのご案内をさせていただきます。

## 裏面

参考：基本チェックリスト

## 表面

### 既往歴等についてお聞きします

A この3ヶ月間で週間以上わたる入院をしましたか？ (「はい」または「いいえ」に○をつける)

はい  いいえ

「はい」の場合、その理由は何ですか？(当てはまる理由に○をつける)

- 重い高血圧、脳卒中(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)
- 心臓病(不整脈、心不全、狭心症、心筋梗塞)
- 糖尿病、呼吸器疾患などのため
- 骨粗鬆症や骨折、関節症などに痛みのため
- その他(具体的に記入下さい)

B あなたは、かかりつけの医師等から「運動を含む日常生活を制限」されていますか？ (「はい」または「いいえ」に○をつける)

はい  いいえ

D あなたは自分の身体を丈夫にし、活りのある生活を送るための取り組みに興味がありますか？(以下の質問にお答え下さい。 「はい」または「いいえ」に○をつける)

D1 足腰の衰えを予防するための取り組みをしてみたい。 はい  いいえ

D2 口の機能や肺炎の予防のための取り組みをしてみたい。 はい  いいえ

D3 栄養と体力の改善のための取り組みをしてみたい。 はい  いいえ

D4 認知症予防のために脳機能を高める取り組みをしてみたい。 はい  いいえ

D5 気のあった人たちと仲間づくりをしてみたい。 はい  いいえ

### 基本チェックリスト

住所	電話
氏名	生年月日 年 月 日

※、回答欄の「はい」「いいえ」に○をつけてください。

NO	質問項目	回答欄
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
2	日用品の買物をしていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
4	友人の家を訪ねていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
7	椅子に座った状態から何もつかもつかずに立ち上がっていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
8	15分続けて歩いていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
9	この1年間に転んだことがありますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
12	身長と体重をご記入下さい	身長, cm 体重, Kg
13	食事量に比べて胃いものが食べにくくなりましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
14	お茶や汁物等むせることがありますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
15	口の渇きが気になりますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
16	週に1回以上は外出していますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
18	周知のから「いつも同じ事をする」などの物忘れがあると感じますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
21	「(ここを)毎日の生活に充実感がない	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
22	「(ここを)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
23	「(ここを)以前はできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
24	「(ここを)自分が役に立つ人間だと思えない	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
25	「(ここを)わけもな(な)くなったような感じがする	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

管理番号

### 基本チェックリストの書き方

下記の「基本チェックリストの質問事項の主旨」を参考に回答欄の「はい」「いいえ」の当てはまる方に○をつけてください。

質問事項の主旨
付き添いなしでバスや電車で外出しているかを尋ねています。1人で自動車でも外出している場合も含まれます。自ら外出し、日用品の買物を行っているかを尋ねています。電話での注文で済ませている場合は「いいえ」となります。本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼している場合は「いいえ」となります。友人の家を訪ねているかを尋ねています。電話による交流は含まれません。家族や親戚の家への訪問は含まれません。家族や友人の相談にのっているかを尋ねています。直接せずとも電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
持ち物無しで階段を昇り降りしているかを尋ねています。手すりや壁をつたわらずに昇り降りしている場合は「はい」とします。椅子に座った状態から何もつかもつかずに立ち上がっているかを尋ねています。15分続けて歩いているかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。この1年間に「転倒」の事実があるかを尋ねています。現在、転倒に対する不安が大きいかを本人の主観に基づき回答して下さい。
6ヵ月間の短い期間で2～3kg以上の急激な体重減少があったかを尋ねています。体重は1ヵ月以内の値を記録し、身長は過去の測定値を記録して記入して下さい。
食事量に比べて胃いものが食べにくくなるかを尋ねています。お茶や汁物等むせる時、むせることがあるかを本人の主観に基づき回答して下さい。口の渇きが気になるかを本人の主観に基づき回答して下さい。
週に1回以上は外出しているかを尋ねています。昨年と比べて外出の回数が増えている場合は、過去1ヵ月の状態を平均して下さい。昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしていない電話番号に掛かっている場合は「いいえ」となります。今日が何月何日かわからない時があるかどうかを本人の主観に基づき回答して下さい。
この2週間の状況が本人の主観に基づき回答して下さい。

裏面もご記入下さい

問合せ▶本庁介護高齢課地域包括支援センター(☎内線1188・1189)



# 安中市の財政

## 平成23年度下半期 予算執行状況

### 安中市財政事情の公表

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間の本市の財政事情を公表します。

平成24年5月1日

安中市長 岡田 義弘

問合せ▶財政課財務係

(☎内線1052)

### 特別会計

#### 国民健康保険

予算額 73億1,307万5千円  
 収入率 89.23%  
 執行率 87.19%

#### 後期高齢者医療

予算額 6億2,712万1千円  
 収入率 92.82%  
 執行率 85.20%

#### 介護保険

予算額 48億5,234万2千円  
 収入率 87.53%  
 執行率 86.12%

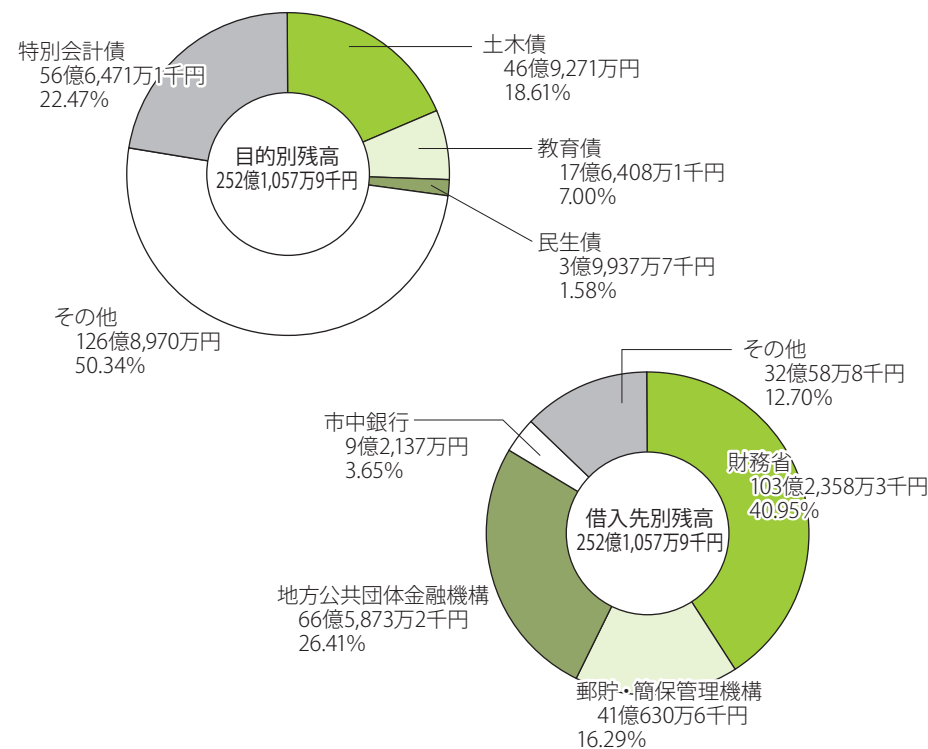
#### 下水道事業

予算額 8億5,799万4千円  
 収入率 102.01%  
 執行率 84.66%

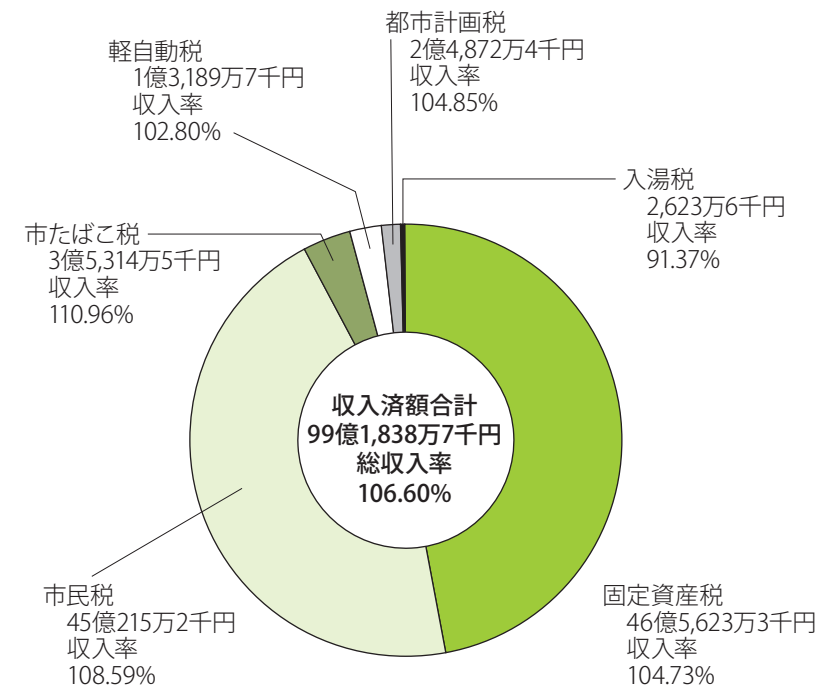
#### 恵みの湯事業

予算額 1億9,477万5千円  
 収入率 87.27%  
 執行率 85.57%

### 市債の状況

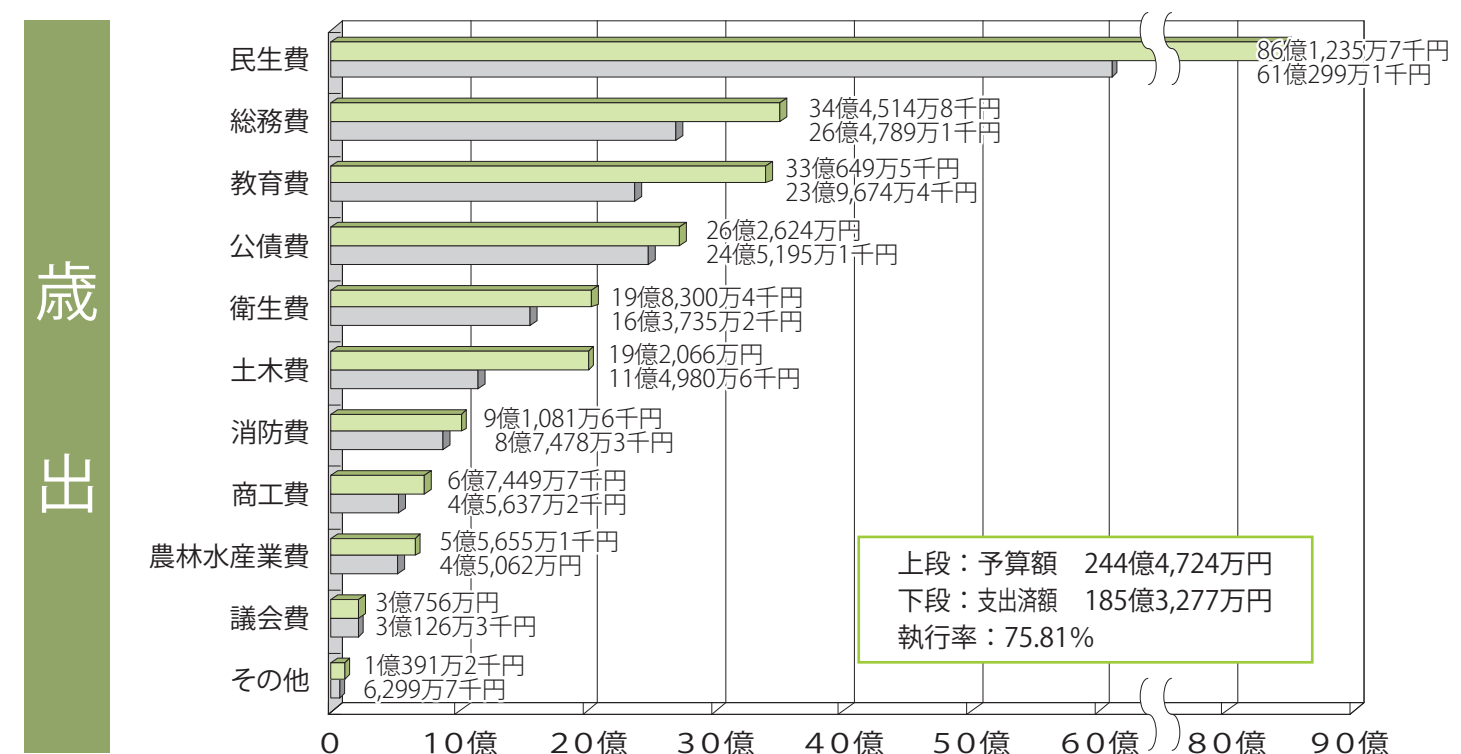
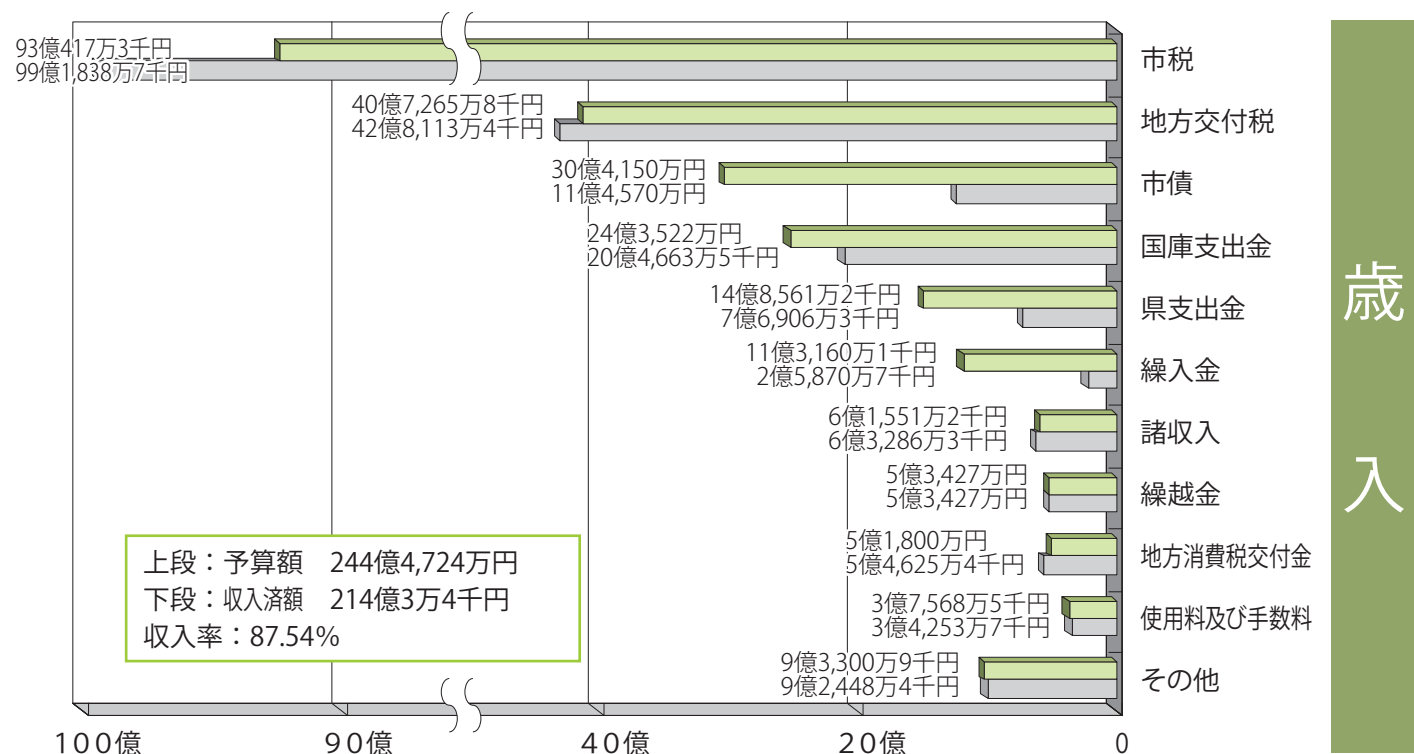


### 市税の収入状況



### 市有財産の状況

<b>建物</b> 272,392.52㎡	<b>車両</b> 285台
<b>証券</b> 19億6,937万9千円	<b>基金</b> 69億3,927万8千円
<b>山林</b> 9,050,094.51㎡	<b>山林以外の土地</b> 2,417,963.28㎡



## 農業委員会からのお知らせ

農繁期に農作業や機械請負をお願いする場合の標準額を定めました。また、農地法の改正で今までの標準小作料制度が廃止されたので、今後は農地賃借料を決定する場合の目安として、農地賃借料情報を提供いたします。

平成 24 年度農作業標準賃金表				
種 別	標 準 額		摘 要	
	単 位	賃 金(円)		
田 植 作 業	耕 起	10a	7,000	機械請負
	代 か き	10a	6,000	〃
	機 械 植	10a	7,500	植付のみ
	育 苗 代	1箱	420	芽出し
	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
水 稻 作 業	バ イ ン ダ ー	10a	8,000	機械請負(結束縄請負者もち)
	自 脱 コ ン バ イ ン	10a	17,000	〃
	自 走 式 脱 穀 機	10a	8,000	〃
	も み す り 代	60kg	800	
	乾 燥 代	60kg	800	
	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
麦 作 業	耕 起	10a	7,000	機械請負
	麦 ま き 作 業	10a	7,000	
	自 脱 コ ン バ イ ン	10a	17,000	機械請負(結束縄請負者もち)
	自 走 式 脱 穀 機	10a	8,000	〃
	乾 燥 代	60kg	800	
	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
耕うん作業	プ ラ ウ	10a	8,000	機械請負
	ロ ー タ リ ー	10a	7,000	〃
	サ ブ ソ イ ラ ー	10a	7,000	〃
	抜 根	10a	30,000	〃
	オ ペ レ ー タ ー	1時間	1,500	危険手当含む
養 蚕	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
梅	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
こんにやく	入 手 間	1日(8時間)	7,500	

※10aに満たない場合は作業効率が低下するため、10%加算してください。

※この賃金は目安ですので、ほ場の条件や作業の難易などを考慮して、お互いの話し合いで決めてください。

農業者の高齢化や農業の担い手不足、有害鳥獣被害の拡大などの理由により、耕作放棄地・不作付地といった遊休農地が増えています。

### 遊休農地をなくそう



また、地域農業の活性化を図るためにも、耕作しきれない農地を、地域農業の担い手に貸借して耕作してもらうことも一つの選択肢といえます。

問合せ▼農業委員会事務局  
(☎内線1452)

安中市内農地10アールあたりの賃借料水準(年額)		
区 分	基盤整備状況	平均額
田 (水稻)	整 備 済	8,300円
	未 整 備	3,600円
畑 (普通畑)	整 備 済	該当なし
	未 整 備	9,600円
畑 (こんにやく)	整 備 済	22,800円
	未 整 備	14,800円

安中市農地賃借料情報  
平成23年1月から12月までの間に締結(公告)された市内の農地の賃借借における10アールあたりの賃借料水準は左表のとおりです。農地賃借の目安としてご利用ください。

遊休農地は、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生、さらに荒廃が進むと農地としての利用が困難になり、ゴミの不法投棄などが起こってしまっています。

遊休農地化は、周辺の耕作者や居住している皆さんに迷惑をかけるだけでなく、農村景観や生活環境の悪化にもつながる深刻な問題です。

農地はあなたの貴重な財産であるとともに、農地の所有者や地権者は、その農地を適正かつ効率的に利用する責務を負っています。大切な農地を守るには、普段から適切な管理を行い、農地の遊休地化を防止・解消していくことが重要です。



ーリレー・エッセイー

# 男女共同参画推進委員会

第15回

## 男女でささえあう地域づくり

安中市男女共同参画推進委員会委員

吉田 初江

「かかあ天下と、からっ風」と群馬の女性は言われますが、それは、よく働き、強い女性であるということです。



日本の永い歴史の中で、女性は男性に比べ、「長いものには巻かれる」が続いていました。しかし、現代の社会では、女性は大分強くなり、女と男で共同社会をつくっていると思います。

教育委員会では、社会教育、生涯学習の中で、いろいろ勉強させてくれます。歴史、文学、環境問題、国際交流、その他、カルチャー的なサークル活動が、地区公民館や住民センターなどの各施設で催され、男女共同でやっています。(女性の参加が多く、男性が参加しにくい部分もあります(が))

スポーツは、市が施設整備を考えてくれ、特にグラウンドゴルフは、健康増進のため、男女に関係なく、高齢者が青空の下で朝早くから楽しんでいきます。

世の中は、女と男で構成されているのですから、「女だから」「男だから」という言葉は禁句です。

女性の国会議員や知事、市町村長など、人数は少ないけれど、がんばっています。しかし、小さな市町村で、役所の管理職、特に課長職以上の登用が少ないのは残念です。

職場や地域で、女性だから、という理由だけでいじめにあう、そんな事のないよう、女も男も、良い所を出しあっていく事が大切です。

特に震災以後「絆」がさげばれています。女と男が共同して幸福な明るい社会をつくっていきましょう。

寒く長かった冬が過ぎ、春も一時停止ばかりでしたが、暑い夏がきます。四季は、つぎつぎめぐってきます。

問合せ▼本庁企画課女性政策係

(☎内線1021)

平成24年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

あなたがいる

わたしがいる

未来がある

6月23日から29日までの一週間は、

「男女共同参画週間」です。

## 消費生活センターからのお知らせ

「催眠商法に気をつけよう」

### 【事例1】

「健康にいい話が聞ける」と知人に誘われて、多くの人が集まった空き店舗の会場へ行った。巧みな話術に引き込まれて、血液がサラサラになるという健康食品を思わず買ってしまっただが、高額なので返品したい。

### 【事例2】

畑に行く途中呼び止められ、景品を配っていると近所の家に案内された。日用品をもらったが、その時、寝具を勧められた。男が出入り口において帰れず、諦めて30万円の寝具を契約した。帰って来たら冷静に考えたら、高額なので解約したい。

空き店舗などを短期間の会場として使い、講習会などと称して狭い会場に人を集め、販売員が言葉たくみに場を盛り上げ、ただ同然で日用品などを配り、健康に関する情報提供をしながら、冷静な判断ができない雰囲気の中で最終的に高額な健康食品などを契約させる手口です。

一度通い始めると、店の楽しい雰囲気になつたり、店員と親しくなつたりして通いつめ、気づいたら大金をつぎ込んでいたということが少なくありません。「無料」「格安」などと勧誘されたり、知り合いに誘われたりしても、出向かないようにしましょう。

### 【ひとことアドバイス】

↓景品につられて安易に会場に行かないようにしましょう。  
↓トラブルにあったら、すぐに市消費生活センターへご相談ください。

相談日時▼月(金曜日(祝日を除く))午前9時～午後4時  
問合せ▼安中市消費生活センター(☎382-2228)



## 6月の催し物ガイド

## ホール

※その他のイベントは市HPをご覧ください

## 安全運転管理者法定講習会

11日(月)12:00~17:45 入場:関係者  
 問合せ:安中市交通安全協会(☎382-0211)  
 安中市私立幼稚園父母の会連合会 母親セミナー  
 20日(水)10:00~12:00 入場:関係者  
 問合せ:安中市私立幼稚園父母の会連合会  
 (☎381-0394)

## 学習室など

※その他のイベントは市HPをご覧ください

## 市民パソコン教室

2日(土)、7日(木)、14日(木)13:30~15:30  
 会場:2Fパソコン室 入場:無料

## 写真取り込み講座

9日(土)、10日(日)9:00~16:00  
 会場:2Fパソコン室 入場:要申込み

## 市民の茶席(煎茶道 東阿部流)

16日(土)10:00~15:00  
 会場:2F茶室 入場:無料

## 初心者パソコン講座

16日(土)~30日(土)9:00~16:00  
 会場:2Fパソコン室 入場:要申込み

## おもしろ科学教室

「聴診器を作っていろいろな音を調べよう」

23日(土)9:30~12:00  
 会場:3F大会議室 入場:要申込み

## 図書読み聞かせ

23日(土)14:00~15:00  
 会場:1F談話コーナー 入場:無料  
 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)

問合せ▶安中市文化センター  
 ☎381-0586

午前8時30分~午後5時15分の間  
 休館日はP22をご確認ください

## ●今月のピックアップ

## 初心者パソコン講座参加者募集

パソコン初心者のために、ボランティア講師によるパソコン講座を開催しています。パソコン操作の基礎からワード、メール、エクセルなど、内容別の講座です。1講座計12時間で、年3回おしらせなどでお知らせしています。  
 今回の講座は次のとおりです。皆さんのご応募お待ちしております。

対象者▼安中市在住でパソコン初心者の人  
 募集人員▼各講座12人(定員を越えた場合は抽選)  
 会場▼安中市文化センターパソコン室(2階)  
 受講料▼無料(テキスト代は実費1,000円程度)  
 日時▼6月16日(土)~7月8日(日)(各講座による)  
 申込期限▼6月1日(金)必着  
 ※定員に満たない講座は期限後も募集を続けますのでお問い合わせください。  
 ※詳しくは、「おしらせ版」5月21日号をご覧ください。

安中市文化センター  
催し物ガイド

ANNAKA

## 6月の催し物ガイド

## 大ホール

## ピアノ発表会

3日(日)12:30開場 13:00開演  
 主催:小さな音の会 入場:無料

## 歌謡ショー(歌の散歩道)

15日(金)18:00開場 18:15開演  
 主催:(株)ハニープロダクション 入場:4,000円

## 映画鑑賞会「ALWAYS三丁目の夕日'64」

24日(日)11:00~14:00~

※開場は各15分前

主催:松井田文化会館

入場:(全席自由)

大人 前売800円 当日1,000円

高校生以下 前売600円 当日800円

## ギャラリー

## 絵画展示(販売)

6日(水)~10日(日)  
 10:00~17:00(6日13:00~10日15:00)

主催:笹山勝雄 入場:無料

## 第37回松美展

14日(木)~17日(日) 9:00~17:00(17日15:30)

主催:松井田美術クラブ 入場:無料

問合せ▶松井田文化会館

☎393-4400

午前8時30分~午後5時15分の間  
 休館日はP22をご確認ください

## ●今月のピックアップ

いっこく堂 with Dr.LEON  
VOICE ILLUSION VS MAGIC ILLUSION

今までの腹話術のイメージを覆し、「ボイス・イリュージョン」という新しい分野を開拓したいいっこく堂と多岐なジャンルのマジックが国内外で高く評価され、様々なマジックの賞を受賞している

Dr.レオンとのイリュージョン対決。  
 日時▼平成24年8月5日(日)午後2時~(開場:午後1時30分)チケット▼全席指定

当日	前売	
4,000円	3,500円	大人
3,500円	3,000円	高校生以下

※松井田文化会館窓口にてチケット好評発売中。  
 ※前売りで完売した場合、当日券はございません。

松井田文化会館  
催し物ガイド

MATSUUDA



# 生涯学習だより

## 出前講座のご案内

市では、市民の皆さんの要望に応じて、市の行政情報および専門知識を有する職員を皆さんが主催する学習の場の講師として派遣（出前）します。

なお、ご利用方法は次のとおりです。ご活用ください。

**対象**▶市内に在住・在勤・在学する人（10人以上）で構成する団体

**日時**▶休日および祝日を除く午前9時から午後9時までの2時間以内

**会場**▶市内（会場確保および準備は利用者が行ってください）

**講師料**▶無料（会場使用料などは除きます）

**申込み**▶利用予定日の1カ月前までに各担当課へ直接お申し込みください（担当課調整の結果、お受けできない場合もあります）。講座内容や申込書は市ホームページに掲載してあります。詳しくは各講座の担当課へお問い合わせください。

### ● 平成24年度 安中市出前講座メニュー（平成24年4月1日現在）

講座名	担当課
選挙のはなし	法制課
情報公開のはなし	法制課
市のまちづくり	企画課
男女共同参画について	企画課
行政改革について	企画課
市の財政状況について	財政課
我が家の固定資産税は	税務課
国保税のしくみ	税務課
やさしい税金のはなし	税務課
戸籍のはなし	市民課
国民健康保険のはなし	国保年金課
後期高齢者医療制度のはなし	国保年金課
知っておきたい国民年金	国保年金課
市の環境について	環境推進課
市の防犯について	安全安心課
市の防災について	安全安心課
交通安全講座	安全安心課
悪徳商法対策	安全安心課
ごみの減量をめざして	碓氷川クリーンセンター

講座名	担当課
碓氷川熱帯植物園について	碓氷川クリーンセンター
障害者の福祉サービス	福祉課
やさしい手話	福祉課
乳幼児の健康管理	健康づくり課
介護保険のしくみ	介護高齢課
高齢者福祉サービスについて	介護高齢課
安中市の観光	商工観光課
道のはなし	土木課
水のはなし	上水道工務課
環境にやさしい下水道	下水道課
わたしたちの市議会	議会事務局
農業委員会について	農業委員会事務局
やさしい人権学習	生涯学習課
生涯学習のまちづくり	生涯学習課
市の文化財について	学習の森
市内遺跡発掘調査について	学習の森
学習の森施設について	学習の森
安中市の歴史と人物について	学習の森
レクリエーション教室	体育課

問合せ▶生涯学習課生涯学習係（☎内線2244）

# 学習の森

## だより

No.75



平成23年度  
「文化財愛護ポスター」  
優秀作品（敬称略）  
木暮 開（安中一中1年）

### 『安中の1000年』

## ふるさと人物伝④「山本有所」

### 学習の森 文化財係

今回は、上毛の風雅の道を牽引した多芸多才の人「山本有所」を紹介します。有所は、本名を誉吉といい、天保8年（一八三七）原市に生まれました。有所、十品散人、石門山人などと号しましたがその雅号が示す通り、篆刻、書画、俳諧、茶道、楽器など十種の芸に通じており、篆刻を益田遇所、書を銭泳、画を馬瑞、茶を宗林、俳諧を西馬に学びました。特に篆刻に優れ、請われるままに信州や東京を周遊し、多くの門弟や知己を得、その数200人を超えると言われました。有所は、地元でも俳句や和歌、書画骨董を楽しむ「墨林会」を息子の秋古と主催し、近郷近在の名士を集め、その記念集として「墨林叢誌」という文芸雑誌を刊行しました。また磯部温泉や湯沢鉱泉などを紹介したガイドブック「磯部鉱泉繁昌記」「湯沢鉱泉土産」や「仏門初歩」「茶湯図説」などの今で言うハウツーものなどの出版事業も行いました。有所は、日本古来の風雅の道に傾倒しながら、出版物の中で鉄道や電信、石炭や天然ガスなどの最先端の技術や情報を紹介しており、その才知が際だっています。

有所は、その生涯に30冊以上の出版物を刊行していますが、その中に描かれた風景や人物は、写真が一般的でなかった時代の安中市域の様子を写し写ししており、当時を知る貴重な資料となっています。有所が活躍した明治前期の安中市域は、養蚕製糸業が盛んに行われて地域経済を潤し、鉄道の開通で人々の交流も盛んになっていました。原市付近には旧中山道沿いに多くの商家が軒を連ね、店の裏に築山（つぎやま）を築き蔵を建て隆盛を誇っていました。こうした商家や豪農の主人や御隠居が、風雅の道にその財を投じる風潮が有所のような人物を世に出したのかも知れませんが、それは、安中市域がそれだけ豊かだったことの証とも言えます。

有所の息子の秋古（本名祝三）も、父と共に風雅の道に活躍し、明治35年（一九〇二）原市に安中市域初の写真館「確氷写真館」を開業しますが、有所ほどの文芸の才がなかったのか、それとも時代の移り変わりか、やがて原市を去り桐生に移り住みます。有所自身は明治34年に65歳で亡くなり、原市の真光寺墓地に眠っています。



山本有所

## ふるさと学習館 夏季企画展 「発掘された安中の遺跡2012」

市内で発掘調査された遺跡の最新の成果を広く市民の皆さんに知ってもらうための企画展です。詳細は来月の7月1日号に掲載いたします。

期間▼7月7日（土）～9月2日（日）

## 眠っている写真ありませんか？

### ふるさとの風景写真・絵はがき募集中

- 昭和40年以前の市内の風景が写っている写真（人が写っていても可）。
- 引き続き募集しております。



中木の吊り橋

## 生涯学習施設より お願いとお知らせ

- 宿泊を希望される人へ  
1週間前までにふるさと学習館で申請をお願いします。
- 管理人が4月より宿泊対応しています。
- 創作工房①を7月から宿泊施設として貸し出します。  
（定員15人・流し有）
- バーベキュー棟の利用時間を延長しました。  
午前10時～午後3時

皆様のご利用をお待ちしています。

問い合わせ先▶  
安中市学習の森 ふるさと学習館  
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623  
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp





## 春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が4月6日（金）から15日（日）の日程で行われ、6日には国道18号安中警察署前と松井田バイパス入口で街頭指導が行われるなど様々なイベントが行われ、広く交通安全を訴えました。



## 登山指導及び遭難救助訓練

4月30日（月）に裏妙義山系での遭難事故に備えるため、松井田山岳会、安中消防署、安中警察署、県防災航空隊、市役所などから50人が参加して登山指導と遭難者救助訓練が行われました。



## 統合された「地域活動支援センターまついだ」

小規模通所授産施設ワーク秋桜まついだと安中市障害者福祉ふれあいセンターが、平成24年度から「地域活動支援センターまついだ（松井田町新堀372-1）」として統合されました。分散していた社会資源を一元化し、運営を効率化することで、利用者支援の更なる推進を図ることを目的としています。



## 五月人形展が開催されました

4月10日（火）から5月20日（日）にかけて、五料の茶屋本陣で五月人形展が開催されました。5月9日（水）には松井田第一保育園・第二保育園の園児が訪れ、五月人形を観賞しました。



# 市民 INFORMATION

市役所  
〒379-0192 安中市安中一丁目23-13  
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:  
http://www.city.annaka.gunma.jp  
メールアドレス:  
kouhou2@des.city.annaka.gunma.jp

### 平成24年度全国統一防火標語

## 消すまでは 出ない行かない 離れない



ちょっとした不注意による火災が発生しています。火の取り扱いには十分注意しましょう。

### ◎なんでも無料相談を開催します

安中法務行政クラブでは地域の行政書士・司法書士・土地家屋調査士による『なんでも無料相談』を次のとおり実施します。予約は不要です。会場に直接お越しください。日頃気がかりなご心配ごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 日時▼6月23日(土) 午前9時～正午・午後1時～4時  
※受付は午後3時30分まで
  - 場所▼安中市勤労者会館安中館(安中市安中1692番地)  
(セブンイレブン安中米山店様西隣)
  - 相談員▼○群馬県行政書士会安中・松井田地区会員  
○群馬司法書士会安中・松井田地区会員  
○群馬土地家屋調査士会安中・松井田地区会員  
○富岡公証役場公証人
  - 後援▼安中市
  - 問合せ▼安中法務行政クラブ事務局(担当 金澤)  
(☎38517404)
- ※詳細は、おしらせ版6月11日号に掲載します。

### ◎安中消防署から「普通救命講習会」開催のお知らせ

「あなたの家族や近くの人が、突然意識がなくなり倒れたらどうしますか?」近年、心臓や脳の病気に伴って倒れるケースが多くなっています。安中消防署では、地域の人たちに対する応急手当の普及啓発活動の一環として、救急車が到着するまでの間に正しい応急手当を実施していただき、救命効果をより一層高めることを目的とする講習会を実施します。なお、講習会に参加した人には、修了証を交付します。(小学生以下は除く)

日時▼7月22日(日) 午前9時～正午  
場所▼安中市総合体育館(☎38212500)  
募集人員▼50人(先着順)  
内容▼心肺蘇生法、AED取り扱い、出血時の止血法  
参加費▼無料  
申込み期間▼6月1日(金)～30日(土)  
申込み・問合せ▼安中消防署(☎3821818)  
※午前9時～午後5時の間にご連絡ください。  
※当日は動きやすい服装と上履きの持参をお願いします。  
※必要なのは、飲み物とタオルの持参をお願いします。

### ◎新しい人権擁護委員を紹介します



前澤成澄さん(新任) 加藤清美さん(再任) 佐藤孝司さん(再任)

4月1日付けで法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員として佐藤孝司さん、加藤清美さん、前澤成澄さんが就任されました。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで毎月の人権相談や啓発活動を行うなど、皆さんの一番身近な相談相手です。

日常生活の中で、人権問題だと感じることはありませんでしたら、お気軽に人権相談をご利用ください。

※人権相談の日程は、広報あんなかやホームページに掲載してありますのでご覧ください。

### ◎新築・増築家屋の調査について

市では、平成24年1月2日から平成25年1月1日までに新築・増築した家屋を対象に、来年1月下旬まで家屋調査を実施いたします。工事が完了した家屋の調査日について都合のよい日時をご連絡いただければ、日程を調整させていただきますのでお申し出ください。

※家屋を取り壊した場合は「除却届」が必要になりますので、印鑑を持参のうえ、手続きをしてください(除却届は支所でも申請できます)。

問合せ▼本庁税務課固定資産税係(☎内線1068)

### ◎第54回水道週間

～さてあ今日も 水と元気が 蛇口から～

6月1日から7日は第54回水道週間です。水道週間とは日常使っている「水の大切さ」を改めて認識し、「水道」への理解を深めていただくために、全国で様々な行事が開催される広報週間です。市では、水道週間の行事として久保井戸浄水場の一般開放(施設見学会)と催し物を行います。皆さんお誘い合せのうえ、お出かけください。

※昨年の福島第一原発事故で飛散した放射性物質を含む浄水発生土が浄水場内に保管されています。なお、測定値は市上下水道部ホームページ(<http://www.water-usui.jp/>)にも掲載されています。

※当日は、立ち入り禁止区域など、規制する場所がありますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日時▼6月3日(日) 午前10時～午後3時

会場▼久保井戸浄水場  
施設見学会・緊急用小型浄水器の稼働実演・金魚すくい・ヨーヨー釣り・鉢花の配布・ポップコーンの配布

問合せ▼谷津庁舎水道事務課庶務係  
(☎内線3111)  
久保井戸浄水場  
(☎38514861)



### ◎県産材を使用した住宅に 1棟最大100万円を助成します

「平成24年度 ぐんまの木で家づくり支援事業」のご案内

県では、一定の品質を満たした県産材(ぐんま優良木材)を構造材または内装材に使用して、県内に自分の居住用の住宅を建築またはリフォームする場合に費用の一部を補助します。(構造材補助と内装材補助は併用できません)

#### ●構造材補助

対象▼構造材の60%以上にぐんま優良木材を使用した従来の軸組工法による木造一戸建て住宅(新築・購入)

補助金額▼柱材の太さ(12cmまたは10.5cm)、延べ床面積とぐんま優良木材の使用割合に応じて20万円～80万円

募集戸数▼800戸(柱材12cm角の区分 560戸、柱材10.5cm角の区分 240戸)

※基準を満たした省エネルギー住宅の場合、160戸を上限に20万円を上乗せして補助します。

#### ●内装材補助

対象▼内装材にぐんま優良木材を10㎡以上使用した住宅(新築・購入・リフォーム)

補助金額▼3,000円/㎡、上限15万円/1棟

募集戸数▼50戸

※内装材補助は、木造以外の住宅にも利用できます。

申込方法▼所定の申請書に必要な書類を添付して申請してください。

申込先▼ぐんま優良木材品質認証センター  
問合せ▼ぐんま優良木材品質認証センター  
ぐんま優良木材品質認証センター  
(☎027-266-8220)  
県庁林業振興課  
(☎027-226-3241)



### ◎みどりの景観賞募集

市では、優れた都市景観に対し表彰を行います。そこで広く市民の皆さんから、表彰の対象となる景観の募集と、景観賞を選考する選考委員の募集を行います。

安中市みどりの景観賞では、街並みや街路などの景観、特徴のある建物、樹木や彫像などの具体的なものから、良好な景観形成に寄与するような地域の活動なども、広い意味で「景観」と定めています。詳細は次のとおりです。

対象となるもの▼

- ①伝統的、歴史的な街なみの維持に寄与しているもの
- ②都市の景観を考慮して建築、整備されているもの
- ③都市の景観の形成に積極的な提案が盛り込まれたもの
- ④都市の地域性、特性を表しているもの
- ⑤自然との調和を考慮して整備されているもの

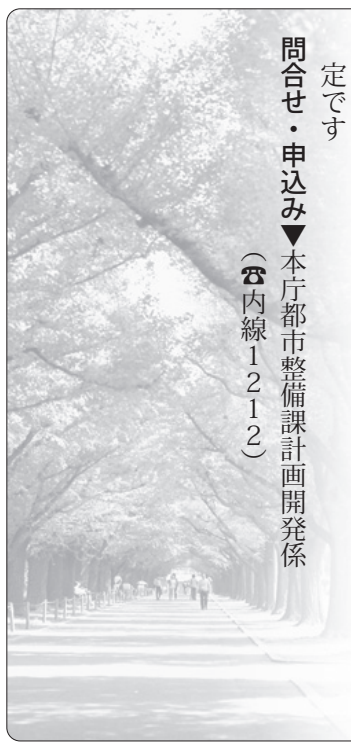
#### 応募方法▼

景観賞、選考委員ともに本庁都市整備課・支所地域振興課に置いてある用紙に記入して、景観賞には写真などの資料を添付して、本庁都市整備課まで郵送またはご持参ください。

募集期間▼  
景観賞、選考委員ともに7月2日(月)から9月28日(金)までです。郵送の場合は当日消印まで有効です。

※後日、選考委員による選考が行われ、表彰式を行う予定です。

問合せ・申込み▼本庁都市整備課計画開発係  
(☎内線1212)





# 相談案内

6月1日→7月15日

<p><b>行政相談</b> 本庁 6/7・21 7/5 9時～12時 支所 6/4 7/2 13時30分～16時</p> <p><b>無料法律相談</b> 本庁 6/1・15 7/6 13時～16時 ※要電話予約 法制課 (☎内線1043)</p> <p><b>人権相談</b> 本庁・支所 6/1 13時30分～16時</p> <p><b>家庭児童相談</b> 電話相談・面接相談 (本庁子ども課) 月～金曜 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 子ども課 (☎382-8005)</p> <p><b>健康相談</b> (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など) 本庁 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 支所 6/8 7/13 9時30分～11時30分</p> <p><b>妊婦生活相談 (母子手帳交付)</b> 本庁・支所 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p><b>消費生活相談</b> 本庁 (消費生活センター) 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p><b>労働相談</b> 本庁 6/5・19 7/3 13時30分～16時 ※要電話予約 商工観光課 (☎内線3221)</p> <p><b>無料税務相談</b> 本庁 6/7 7/5 13時～16時 ※要予約 税務課 (☎内線1061)・住民課 (☎内線2161)</p>	<p><b>障害者相談</b> 知的・身体障害者相談 (本庁・支所) 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時</p> <p><b>青少年相談</b> 電話相談・面接相談 (支所内青少年センター) 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p><b>介護相談</b> 電話相談・面接相談 (本庁・支所) 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 本庁介護高齢課 (☎内線1189) 支所保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p><b>心配ごと相談</b> 地域福祉支援センター 毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分 基幹集落センター 毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p><b>青色申告記帳相談</b> 安中商工会 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時</p> <p><b>交通事故相談</b> 安中交通安全協会 毎週火・水曜日 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
--	---

## 健康通信

6月から各種検診がはじまります。  
申込者に対して受診票が個別に郵送されます。日時・会場などは同封の「各種検診のしおり」をご覧ください。申し込みをしていない人で受診を希望する人は、本庁健康づくり課予防係 (☎内線 1172) にお問い合わせください。

## 本庁市民課 休日窓口開設日

6月3日・17日(日) 7月1日・15日(日)  
午前8時30分～正午  
業務内容  
○住民票の写しの交付  
○戸籍謄本・抄本の発行  
○印鑑証明書の発行  
○その他市民課取扱各種証明書の発行

## 給水管修理当番業者 (6月1日～7月15日)

6月		7月	
1日 F・M・P	16日 A・E・N	1日 J・X・Y	
2日 C・L・S	17日 H・M・Q	2日 A・G・K	
3日 T・V・W	18日 C・I・O	3日 D・M・R	
4日 X・Y・Z	19日 F・P・W	4日 C・E・N	
5日 G・K・U	20日 L・S・Z	5日 H・Q・W	
6日 B・D・R	21日 T・U・V	6日 I・O・Z	
7日 E・N・J	22日 B・X・Y	7日 F・P・U	
8日 A・H・Q	23日 G・J・K	8日 B・L・S	
9日 I・M・O	24日 A・D・R	9日 J・T・V	
10日 C・F・P	25日 E・M・N	10日 A・X・Y	
11日 L・S・W	26日 C・H・Q	11日 G・K・M	
12日 T・V・Z	27日 I・O・W	12日 C・D・R	
13日 U・X・Y	28日 F・P・Z	13日 E・N・W	
14日 B・G・K	29日 L・S・U	14日 H・Q・Z	
15日 D・J・R	30日 B・T・V	15日 I・O・U	

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。 【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262

# 行事カレンダー

6月1日→7月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
6月		17日		7月	
1 金	●第54回水道週間(～7日)	17 日	●第3回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00	1 日	●第5回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00
2 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	18 月	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	2 月	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00
3 日	●久保井戸浄水場一般開放 10:00～15:00	19 火	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	3 火	
4 月	●第1回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00	20 水	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	4 水	
5 火	●市民献血 本庁 10:00～12:00・13:00～15:30	21 木	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	5 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
6 水	●第2回安中市議会定例会開会(予定) 9:00～	22 金	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	6 金	
7 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	23 土	●おもしろ科学教室 「聴診器を使っていろいろな音を調べよう」 文化センター 9:30～12:00	7 土	●夏季企画展 「発掘された安中の遺跡 2012」 学習の森 (～9/2)
8 金	●第2回安中市議会定例会総務文教 常任委員会(予定)9:00～	24 日	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	8 日	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00
9 土	●第2回安中市議会定例会福祉民生 常任委員会(予定)9:00～	25 月	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	9 月	●第34回少年の主張安中市大会 文化会館 13:00～
10 日	●写真取り込み講座 文化センター 9:00～16:00	26 火	●第4回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00	10 火	●夏休み映画会チケット発売日 文化会館 9:00～
11 月	●第2回安中市議会定例会経済建設 常任委員会(予定)9:00～	27 水	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～12:00	11 水	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00
12 火	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～	28 木	●映画鑑賞会 「ALWAYS三丁目の夕日'64」 文化会館 11:00～・14:00～ (開場各15分前)	12 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
13 水	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～	29 金	●第6回農業委員会総会 本庁 11:00～	13 金	
14 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	30 土	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	14 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
15 金	●「食の安全」講演会 松井田公民館(文化会館内) 13:30～15:30			15 日	●うすい街道寄席チケット発売日 文化会館 9:00～
	●第2回安中市議会定例会 閉会(予定)9:00～				●親子でヨガ 松井田公民館(文化会館内) 10:00～12:00
	●市民の茶席 文化センター 10:00～15:00				
	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00				

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です  
※第2回安中市議会定例会一般質問は12日(火)に全質問が終了した場合、13日(水)は休会となります。

## 休館のご案内

恵みの湯	6/5・19 7/3	碓氷川熱帯植物園	6/5・12・19・26 7/3・10
峠の湯	6/12・26 7/10	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	6/4・11※・18・25※ 7/2・9※
鉄道文化むら	6/5・12・19・26 7/3・10	学習の森	6/5・12・19・26 7/3・10
文化センター(※は図書館のみ休館です)	6/5・12・19・26・29※ 7/3・10	老人福祉センター	6/4・11・18・25 7/2・9
文化会館	6/4・11・18・25・30 7/2・9		





## 6月1日から放射線測定器の貸し出しを行います

市では、5月28日から放射線測定器の貸し出し予約を受け付けています。生活環境での放射線量を把握することで日常生活における不安を払拭するための貸し出しです。ぜひご利用ください。

予 約	予約開始：5月28日（月） 予約時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く） 予約方法：環境推進課（碓氷川クリーンセンター内）または支所地域振興課へ電話予約 対 象 者：市内に住所を有する個人または事業所のある法人
貸 出	貸出開始日：6月1日（金）から （貸し出しは土・日・祝日を除く午前9時～正午または午後1時～4時の半日） 機 種：株式会社堀場製作所 PA-1000 Radi 台 数：環境推進課5台、地域振興課5台（合計10台）
注 意	○一度に複数回の予約はできません。 ○測定器の借り受け時には、印鑑および運転免許証などの本人確認ができるものが必要です。 ○この測定器は空間線量の測定用です。土壌や食物の測定はできません。
その他	○返却時に、測定結果の提出をお願いします。 ○測定の結果、地上1メートルの地点で、周辺の放射線量と比べて毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が検出された場合は、市で再度測定を行います。
問合せ	環境推進課環境衛生係（☎内線1882・1883） 支所地域振興課管理係（☎内線2112・2113）



## CINEMA



### 映画鑑賞会 『ALWAYS 三丁目の夕日 '64』（2D）

今や国民的映画となった「ALWAYS」シリーズ。本作も、前作・前々作に続き日本を代表するトップクリエイター、山崎貴監督が担当。

時代は昭和39年。オリンピック開催を控えた東京は、ビルや高速道路の建設ラッシュとなり、熱気に満ちあふれていた。そんな中、東京下町の夕日町三丁目

で暮らす人々の人情味あふれる人間模様を描くシリーズ三作目。

日 時▶6月24日(日)午前11時～・午後2時～(開場は各15分前)

場 所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶全席自由

	大人	高校生以下
前 売	800円	600円
当 日	1,000円	800円

※松井田文化会館・安中市文化センターの各窓口にてチケット好評発売中

※前売りで完売した場合は、当日券はございません

問合せ▶安中市松井田文化会館(☎393-4400)

## 東日本大震災に関する義援金について

市では、被災者救援のため、次のとおり義援金の受け付けをしています。

受付窓口▶本庁福祉課社会福祉係(☎内線1152)

支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

受付期間▶平成24年9月30日(日)まで

義援金の取扱▶受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。

がんばろう日本

こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/index.html>